

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 上堅田地区(岸河内) | 令和4年3月28日 | - |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 29.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 14.8ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 5.7ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 5.0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 1.5ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(1.5ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(5.0ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>1 岸河内 岸河内集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体(水稻等栽培の周辺)や認定新規就農者5経営体(ニラ、いちご栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 集落内は水の確保が困難であるため水路管理が大変である。水田農業より施設園芸での農地集積が望ましい。</p> |
|---|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 下堅田1地区(石打) | 令和4年3月28日 | - |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 8.0 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 6.2 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 0.9 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.8 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.1 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | ▲ 0.4 ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(▲0.4ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(0.9ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1 石打
石打集落の農地利用は、中心経営体である個人3経営体(水稻等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 下堅田地区(西野) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|---|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 23.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 16.4ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 1.4ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.9ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 2.0ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(2.0ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(0.9ha)の方が少ない。貸し付け等の申し入れがあれば中心経営体が引き受けの意向である。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>1 西野 西野集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体(水稻等栽培の周辺)や個人5経営体(水稻等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
|--|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 木立地区(沖迫) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|---|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 8.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.3ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 4.4ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.7ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 1.6ha |

2 対象地区の課題

今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(1.6ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(0.7ha)の方が少ない。貸し付け等の申し入れがあれば中心経営体が引き受けの意向である。

集落内では担い手の農地が分散している状況であるため、今後担い手どうしでの農地交換を行いたい
が、地権者が多く、集落外の方も存在するため調整が難しい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1 沖迫
沖迫集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人2経営体(水稻等栽培の周辺)や認定農業者10経営体(水稻等栽培の周辺)や認定新規就農者1経営体(いちご栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-----------|----------|
| 佐伯市 | 上浦地区 1 浅海井浦(1-1浪太、1-2浅海井) 2 津井 3 最勝海浦(3-1福泊、3-2蒲戸) | 令和4年3月28日 | - |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 26.9ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 20.1ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 14.3ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 9.7ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.4ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.07ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>上浦地区は山裾に狭隘な畑地が、段々畑には樹園地が点在している。以前は柑橘を中心に栽培してきたが、価格の低迷、輸入自由化及び生産者の高齢化等の厳しい現状下にある。</p> <p>離農により、耕作放棄地対策が課題となっている中、耕作放棄地を再生し、地域の交流の場として活動している任意組織がある。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(0.07ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(13.1ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>1 浅海井浦</p> <p>1-1 浪太集落の農地利用は中心経営体である認定農業者1経営体(ハウスデコポンの周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>1-2 浅海井集落では、小規模の畑が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>2 津井</p> <p>津井集落では、小規模の畑が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>昭和61年に基盤整備を実施した農地(約4ha)が存在する。新たな参入企業に対する農地候補地の1つである。課題として、現地は風が強すぎるため防風対策の必要性があり、農地に入る入口付近の道路が狭く大型車の乗り入れが困難であるため道路拡張の必要性がある。</p> |

3 最勝海浦

3-1 福泊集落では、小規模の畑が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
昭和54～56年に基盤整備(イチゴ、メロンのハウス及び花卉(ストック)栽培)を実施した農地が存在する。新たな参入企業に対する農地候補地の1つである。

3-2 蒲戸集落の農地利用は中心経営体である任意組織1経営体(野菜等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

昭和54～56年に基盤整備を実施した農地が存在する。

平成30年度に廃校となった最勝海小学校裏の耕作放棄地を蘇らせようと、大浜・蒲戸・福泊集落の有志によって任意組織を設立。耕作放棄地を再生し、野菜等や観賞用の花卉を作付し、地域の交流の場として活動している。

(参考)

長田集落では小規模の畑が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

昭和54～56年に基盤整備を実施した農地が存在する。新たな参入企業に対する農地候補地の1つである。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。

・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

中心経営体がない集落の場合

・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れるため、まとまりのある農地がある場合や、農地の生産効率の向上のため畦畔を除去した農地情報を農業委員、推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|----------------|-----------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 佐伯市 | 下切畑地区(1尾岩、2細田) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 34.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 18.3ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 1.0ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 1.9ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

平成2年に地域農業を守るために尾岩地域農業集団を結成し、水稻の共同育苗、栽培を行う。平成7年には農事組合法人尾岩機械利用組合を設立。平成18年4月には近隣の細田地区も含め農事組合法人王冠を設立し、水稻・麦・大豆・野菜などの作物栽培している。

令和4年度から市内では初となる先進技術フォアスの導入と区画の拡大のために基盤整備事業を行っており、作業の効率化を進め、将来にわたり地域農業を継続できるよう取り組んでいる。

今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(1.9ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(0.0ha)の方が少ない。貸し付け等の申し入れがあれば中心経営体が引き受けの意向である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 1 尾岩**
尾岩集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人2経営体(水稻等栽培の周辺)が担う。うち、令和4年度から企業参入を受け入れ2.0haの農地を基盤整備後にキウイフルーツを植栽する。
- 2 細田**
細田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体(水稻等栽培の周辺)、認定農業者(WCS用稲栽培の周辺)担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地中間管理機構の活用方針**
- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
 - ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
 - ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-------------------------------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 下切畑地区 1 平井(平井) 2 門田(門田、深田、須平) | 令和4年3月28日 | - |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 59.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 44.9ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 17.7ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 8.1ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 9.1ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(9.1ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(8.1ha)の方が少ない。貸し付け等の申し入れがあれば中心経営体が引き受けの意向である。</p> <p>担い手が耕作しやすいように「圃場の堺にある畦畔除去」や「農地を交換する」など農地整備を望んでる担い手がいますが、農地所有者が混在しているため農地整備の調整が困難である。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>1 平井 平井集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人2経営体(水稲等栽培の周辺)や認定農業者3経営体(水稲等栽培の周辺)や個人1経営体(水稲栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>2 門田(門田、深田、須平) 門田、深田、須平集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体(水稲等栽培の周辺)や個人2経営体(水稲栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 弥生中央地区(山梨子) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 22.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 13.0ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 8.9ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.9ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 5.7ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

農地の貸し借りについて、農地所有者が信頼している担い手の方に農地を貸付しているため、担い手同士の農地交換による集積が困難である。

今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(5.7ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(0.9ha)の方が少ない。貸し付け等の申し入れがあれば中心経営体が引き受けの意向である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1 山梨子

山梨子集落の農地利用は、中心経営体である認定農業法人3経営体(水稻等栽培の周辺)や認定農業者2経営体(水稻等栽培の周辺)や個人4経営体(水稻等栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 床木地区(床木第4) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 11.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 5.5ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 3.6ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.1ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.7ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 2.2ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>床木地区(床木第4)は、主食用水稻のほか、野菜などを作付していますが、農業者の高齢化・後継者不足により維持管理が難しくなっているため耕作放棄地もある。</p> <p>耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(2.2ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(1.8ha)の方が少ない。農地の貸し出し等の申し込みがあれば中心経営体が引き受けする意向である。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>1 床木第4</p> <p>床木第4集落の農地利用は中心経営体である認定新規就農者1経営体(ハウスみかんや露地カボスの周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
|---|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
|--|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-----------|----------|
| 佐伯市 | 本匠地区 1 風戸 2 笠掛 3 三股 4 宇津々 5 波寄 6 小半 7 小川 8 井ノ上 9 因尾(宇曾河内、江平、日平、原、松内、羽木川) 10 堂ノ間(堂ノ間、虫月、板屋) 11 上津川(上津川、井ノ内) 12 山部(小鶴、新開、松葉、登尾、腰越、元山部、檉峰) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 87.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 43.7ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 21.5ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 12.1ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 1.0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 2.3ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>本匠地区は主たる産業の農林業が衰退により、生産年齢の人口の流出が続き人口減少と高齢化が進んでいる。</p> <p>お茶(因尾茶)の産地を守っていくため、お茶の関係者を集めて協議を重ね、良質なお茶を維持できるように堆肥散布などの取り組みを進めている。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(2.3ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(13.1ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p> |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| 1風戸 風戸では、主に露地野菜等の栽培が行われているが、小規模の田や畑が点在し、大規模農家が不在なため将来に渡り、農地の担い手となる人材が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 2笠掛 笠掛の農地利用は、中心経営体である個人3経営体(水稻等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 3三股 三股の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1経営体(水稻の周辺)や個人7経営体(水稻)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 4宇津々 | 宇津々の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(水稲の周辺)や集落営農組織1経営体(水稲の周辺)や個人2経営体(水稲の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 5波寄 | 波寄の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(水稲の周辺)や集落営農組織1経営体(麦の周辺)や個人1経営体(水稲の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 6小半 | 小川の農地利用は、中心経営体である個人1経営体(お茶の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 7小川 | 小川の農地利用は、中心経営体である個人1経営体(水稲等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 8井ノ上 | 井ノ上の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(茶の周辺)や集落営農組織1経営体(そばの周辺)や個人1経営体(茶の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 9因尾(宇曾河内、江平、日平、原、松内、羽木川) | 因尾の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(茶の周辺)や集落営農法人1経営体(そば等の周辺)や個人1経営体(茶の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 10堂ノ間(堂ノ間、虫月、板屋) | 堂ノ間の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体(水稲等の周辺)や集落営農組織1経営体(水稲等)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 11上津川(上津川、井ノ内) | 上津川の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(水稲の周辺)や集落営農組織1経営体(そばの周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |
| 12山部(小鶴、新開、松葉、登尾、腰越、元山部、檜峰) | 山部の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(茶の周辺)や認定農業法人1経営体(水田放牧の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
| <p>中心経営体がない集落の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れるため、まとまりのある農地がある場合や、農地の生産効率の向上のため畦畔を除去した農地情報を農業委員、推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。 |

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-----------|----------|
| 佐伯市 | 直川地区 1 赤木(神栗、市屋敷、堂師、野々内、立長、吹原、中道) 2 仁田原(柚ノ原、上ノ地、細川内、椀杭、内水) 3 横川(羽蟻、月形、黒岩、大津留、横手、中組、井大) 4 上直見(河内、間庭、竹ノ下、向船場、神ノ原、中津留、園) 5 下直見(下口、千又、新棚、上ノ口、間、江河内) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 199.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 141.4ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 65.0ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 30.3ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.2ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 21.8ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>直川地区は生産基盤(圃場、農道及び水路)の整備については進んでいるものの、農産品の価格低下、農業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増加するとともに、農道や用排水路などの農業施設の維持補修が困難となっています。さらに有害鳥獣による農産物の被害が年々拡大しています。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(21.8ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(33.5ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>1 赤木(神栗、市屋敷、堂師、野々内、立長、吹原、中道)</p> <p>赤木の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体(水稻等の周辺)や認定農業法人1経営体(水稻等の周辺)や個人5経営体(水稻等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者(1経営体)や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>2 仁田原(柚ノ原、上ノ地、細川内、椀杭、内水)</p> <p>仁田原の農地利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体(水稻の周辺)や個人2経営体(水稻の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者(1経営体)や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |

| |
|--|
| <p>3 横川(羽蟻、月形、黒岩、大津留、横手、中組、井大) 横川の農地利用は、中心経営体である法人1経営体(水稻の周辺)や個人4経営体(水稻の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者(1経営体)や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>4 上直見(河内、間庭、竹ノ下、向船場、神ノ原、中津留、園) 上直見の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(水稻の周辺)や認定農業法人1経営体(水稻等の周辺)や個人4経営体(水稻の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者(1経営体)や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>5 下直見(下口、千又、新棚、上ノ口、間、江河内) 下直見の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(水稻の周辺)や認定新規就農者1経営体(いちごの周辺)や認定農業法人2経営体(水稻等の周辺)や個人2経営体(水稻等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者(1経営体)や認定新規就農者(1経営体)や認定農業法人(1経営体)の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
| <p>中心経営体がない集落の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れるため、まとまりのある農地がある場合や、農地の生産効率の向上のため畦畔を除去した農地情報を農業委員、推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。 |

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-------------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 仁田原地区(1 岸ノ上、2 大鶴) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|---|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 15.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 10.0ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 3.0ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.4ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.1ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 2.3ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>仁田原地区(岸ノ上、大鶴)は生産基盤(圃場、農道及び水路)の整備については進んでいるものの、農産品の価格低下、農業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増加するとともに、農道や用排水路などの農業施設の維持補修が困難となっています。さらに有害鳥獣による農産物の被害が年々拡大しています。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(2.3ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(1.5ha)の方が少ない。農地の貸し出し等の申し込みがあれば、中心経営体が引き受けする意向である。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>1 岸ノ上 岸ノ上集落の農地利用は、中心経営体である1経営体(水稻の周辺)及び認定農業者1経営体(水稻の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。主食用水稻の稲刈作業の受託(品種はヒノヒカリのみ)を認定農業者1経営体が行っています。</p> |
| <p>2 大鶴 大鶴集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体(麦等の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|---|
| <p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。 ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
|---|

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|----------------------------------|-----------|----------|
| 佐伯市 | 鶴見地区 (1 吹浦、2 地松浦、3 沖松浦、4 有明浦) | 令和4年3月28日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 45.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 28.2ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 18.7ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 8.0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.7ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.3ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>鶴見地区は佐伯市の東部に位置し、吹浦、松浦、有明の山裾に狭隘な畑地が、段々畑には樹園地が点在している。以前は柑橘を中心に栽培してきたが、価格の低迷、輸入自由化及び生産者の高齢化等の厳しい現状下にある。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(0.3ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(8.7ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>1 吹浦</p> <p>吹浦集落の農地利用は、中心経営体である4経営体(柑橘栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>平成18年3月に基盤整備を実施した農地(3.2ha)について、企業参入や新規就農者等に対して農地情報を紹介できるように、農地所有者の意向で農地の貸し付け可能な農地や困難な農地を把握するため、令和3年8月に基盤整備済みの農地所有者に対し農地の貸し付け意向アンケート調査を実施しました。</p> <p>アンケートの結果は、農地を貸しても良いと回答された方は15名、農地を貸したくないと回答された方は17名、既に貸付済み及び未回答は5名、回収率86%(37名/43名)でした。</p> |
| <p>2 地松浦</p> <p>地松浦集落の農地利用は、中心経営体である2経営体(柑橘栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>3 沖松浦</p> <p>沖松浦集落の農地利用は、中心経営体である2経営体(柑橘栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>4 有明浦</p> <p>有明浦集落の農地利用は、中心経営体である1経営体(野菜栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

中心経営体がない集落の場合

- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れるため、まとまりのある農地や、農地の生産効率の向上のため畦畔を除去した有効な農地情報を農業委員、推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-----------|----------|
| 佐伯市 | 米水津地区 1 浦代浦(1-1浦代浦、1-2田鶴音) 2 色利浦(2-1色利浦、2-2大内浦) 3 宮野浦 4 竹野浦 5 小浦 | 令和4年3月28日 | - |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積 | 45.0ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 41.9ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 21.2ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 8.0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.7ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 16.9ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>米水津地区は佐伯市の東部に位置し、山裾に狭隘な畑地が、段々畑には樹園地が点在している。以前は柑橘を中心に栽培してきたが、価格の低迷、輸入自由化及び生産者の高齢化等の厳しい現状下にある。</p> <p>今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(16.9ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(11.7ha)の方が少ない。貸し付け等の申し入れがあれば中心経営体が引き受けの意向である。</p> <p>平成30年度に色利浦が企業参入を受入れ、約8haの農地集積を行いました。今後も色利浦以外の集落にも農地拡大する意向はありますが、基盤整備を行うための農地確保(1団地5ha以上)が困難である。</p> |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>1 浦代浦</p> <p>1-1 浦代浦集落の農地利用は、中心経営体である1経営体(露地みかん栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>1-2 田鶴音集落では主に柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畑が点在し、大規模農家が不在なため、将来に渡り農地の担い手となる人材が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>2 色利浦</p> <p>2-1 色利浦集落の農地利用は、中心経営体である10経営体(露地みかん、ハウスみかん、レモン栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>平成30年度に企業参入を受入れて、香料に使用するレモン栽培を行うため農地中間管理機構を活用して、約8haの農地集積を行いました。今後も色利浦集落に限らず他集落で農地条件(基盤整備を行う条件として1団地が5ha以上が必須等)が合えば農地集積は拡大される見込みである。</p> <p>2-2 大内浦集落では主に柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畑が点在し、大規模農家が不在なため、将来に渡り農地の担い手となる人材が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |
| <p>3 宮野浦</p> <p>宮野浦集落では主に柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畑が点在し、大規模農家が不在なため、将来に渡り農地の担い手となる人材が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> |

4 竹野浦

竹野浦集落の農地利用は、中心経営体である1経営体(露地みかん栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

5 小浦

小浦集落の農地利用は、中心経営体である1経営体(露地みかん栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

中心経営体がない集落の場合

- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れるため、まとまりのある農地や、農地の生産効率の向上のため畦畔を除去した有効な農地情報を農業委員、農地利用最適化推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。